

三重県公安委員会の行う公示の方法

昭和二十九年七月一日
三重県公安委員会告示第一号

改正 昭和四二年一〇月一三日三重県公安委員会昭和四四年 四月 四日三重県公安委員
告示第六六号 会告示第七号
昭和六二年 五月 六日三重県公安委員会平成 五年 七月二七日三重県公安委員
告示第二二号 会告示第三二号

三重県公安委員会の行う公示

三重県公安委員会の行う公示は、これを三重県公報に登載するものとする。ただし、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項に規定する公示並びに三重県公安委員会が行う聴聞の期日及び場所の公示は、津市栄町一丁目百番地三重県警察本部前掲示場に掲示して行う。

前 文（抄）（昭和四十四年四月四日三重県公安委員会告示第七号）

昭和四十四年四月十日から適用する。